

# 第1章 総則

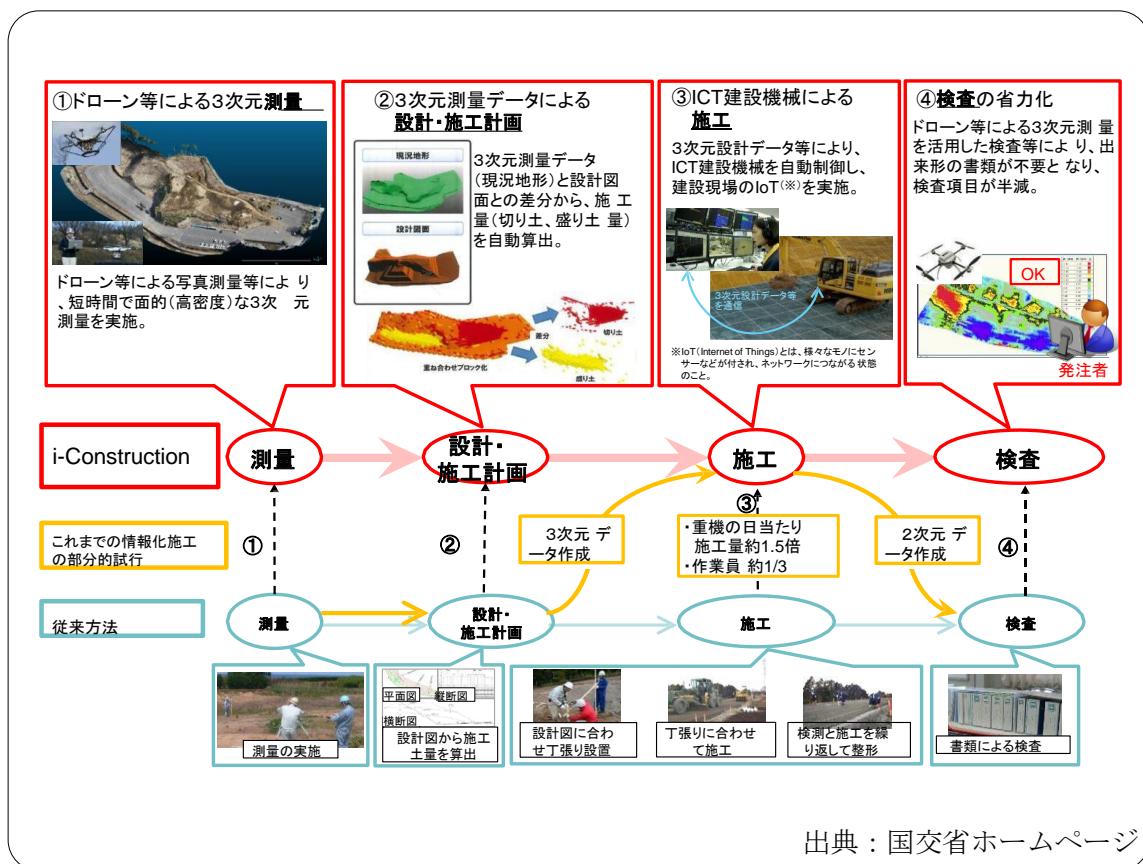
## 1 目的

この要領は、建設現場の生産性向上を目的に、東京都建設局が発注する土木工事において、ICTを活用していくために必要な事項を定めたものである。

## 2 概要

ICT活用工事は、「3次元起工測量」、「3次元測量設計データ作成」、「ICT建設機による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の各段階でICT施工技術を活用する工事である。

[参考：ICT技術の全面的な活用（土工）の概要 ]

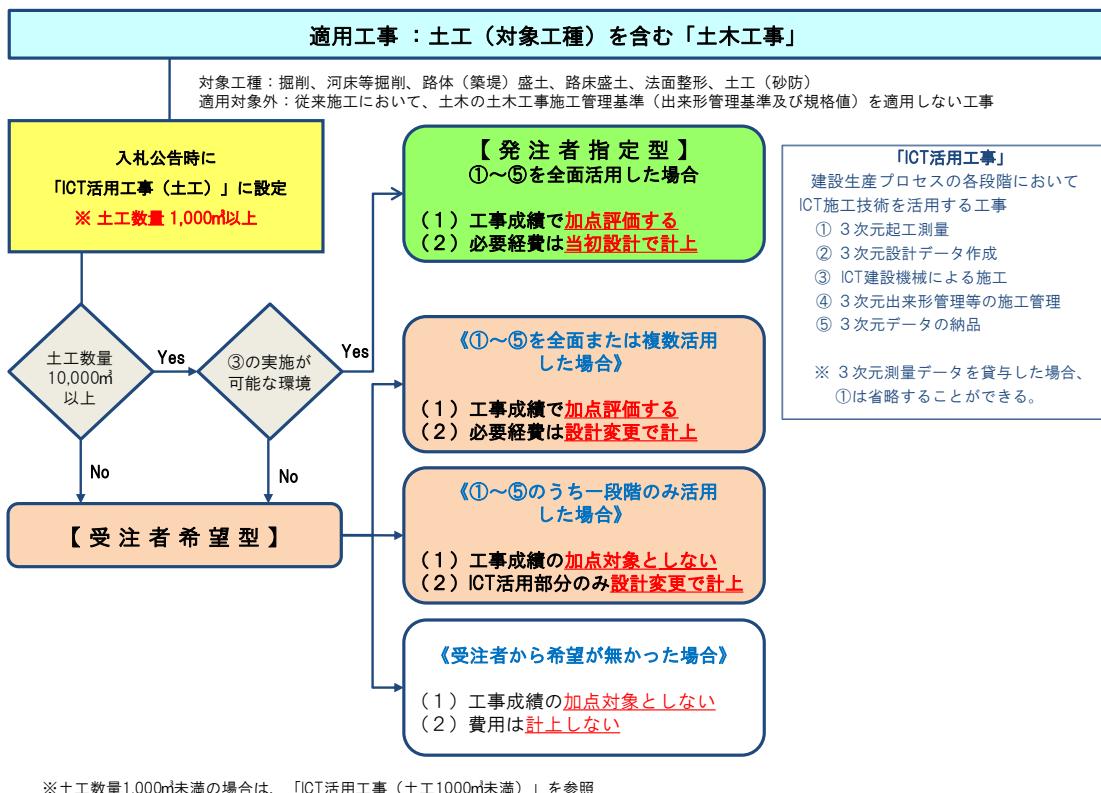


## 3 対象

次の(1)～(7)フロー図に示す「対象工事」、「施工規模」等から、当該工事がICT活用工事に該当するか判断し、対象となる場合は、「発注者指定型」、「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

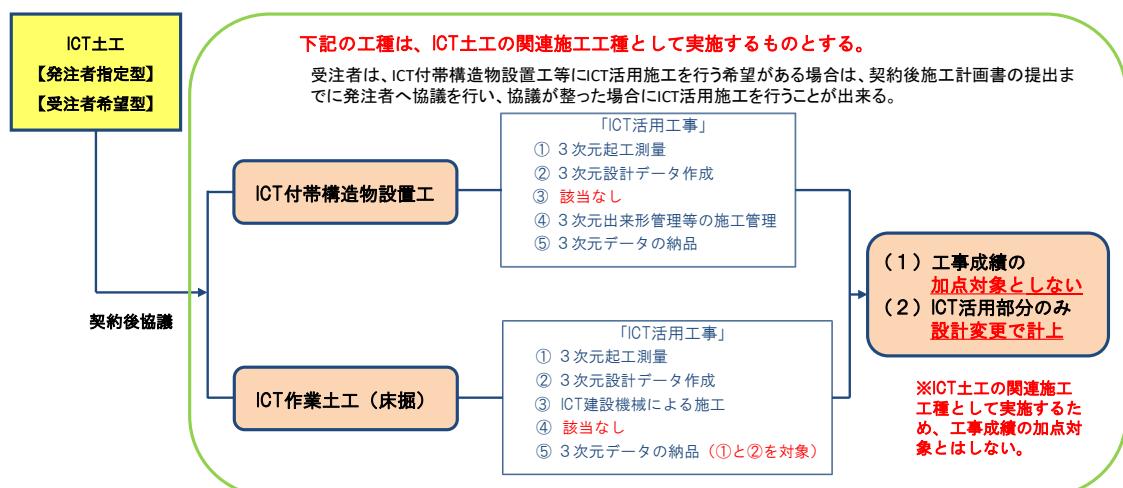
なお、発注に向けた積算、設計図書への明記方法等については、各章を参照すること。

## (1) I C T 活用工事（土工）

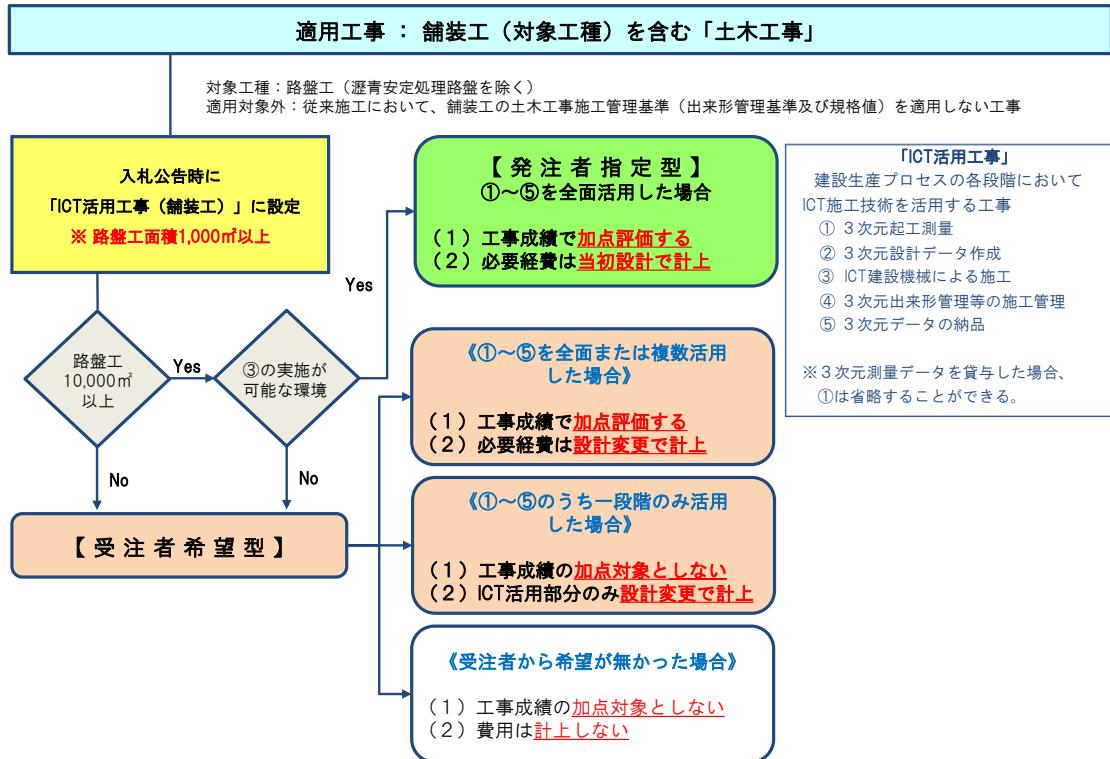


※土工数量1,000m未満の場合は、「ICT活用工事（土工1000m未満）」を参照

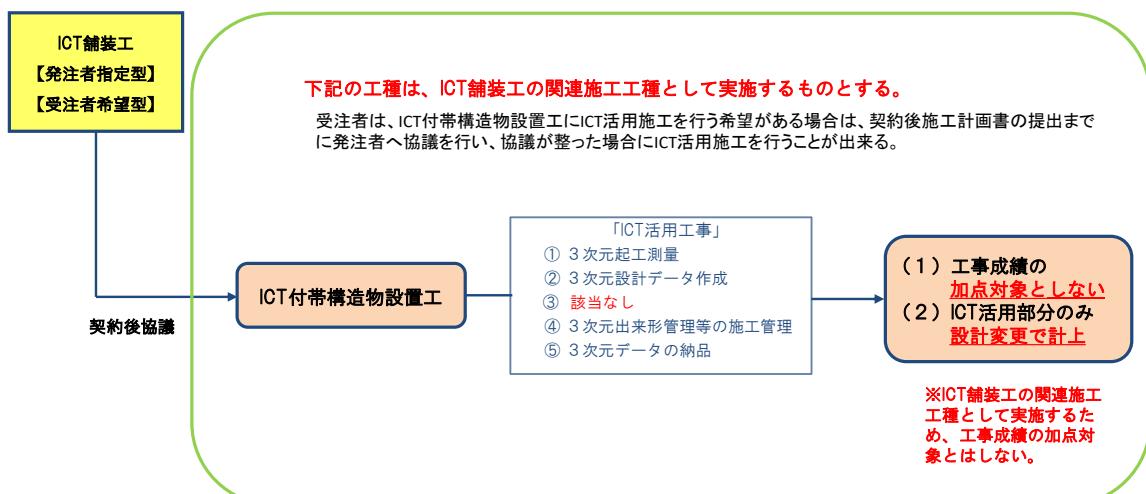
※ I C T 土工の関連施工工種



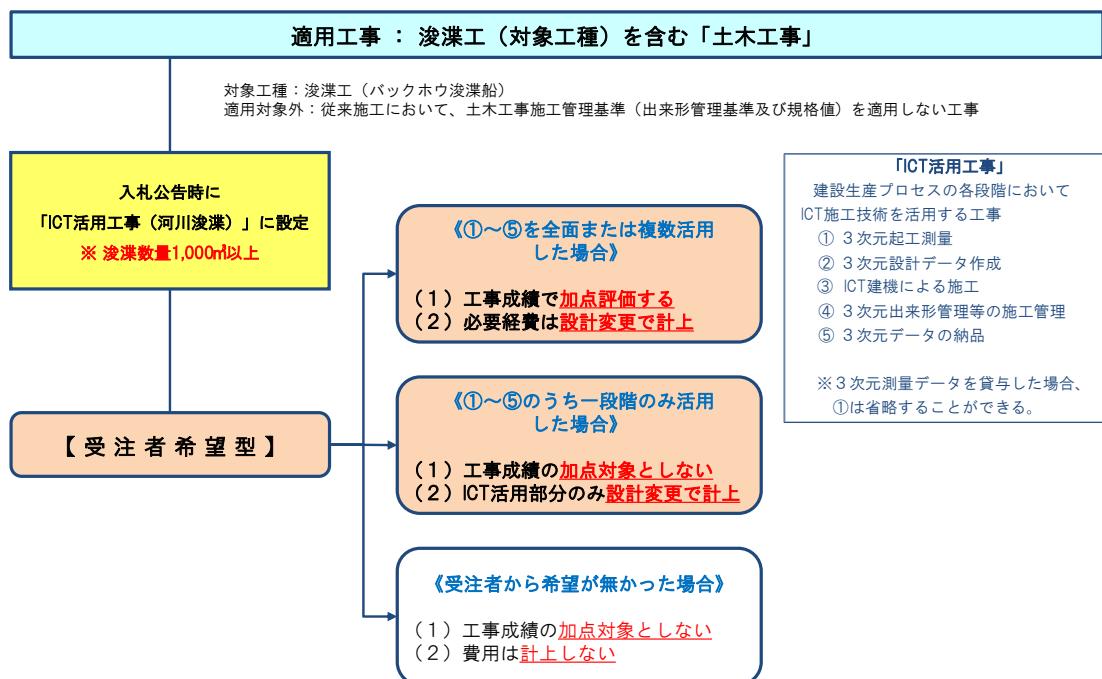
## (2) ICT活用工事（舗装工）



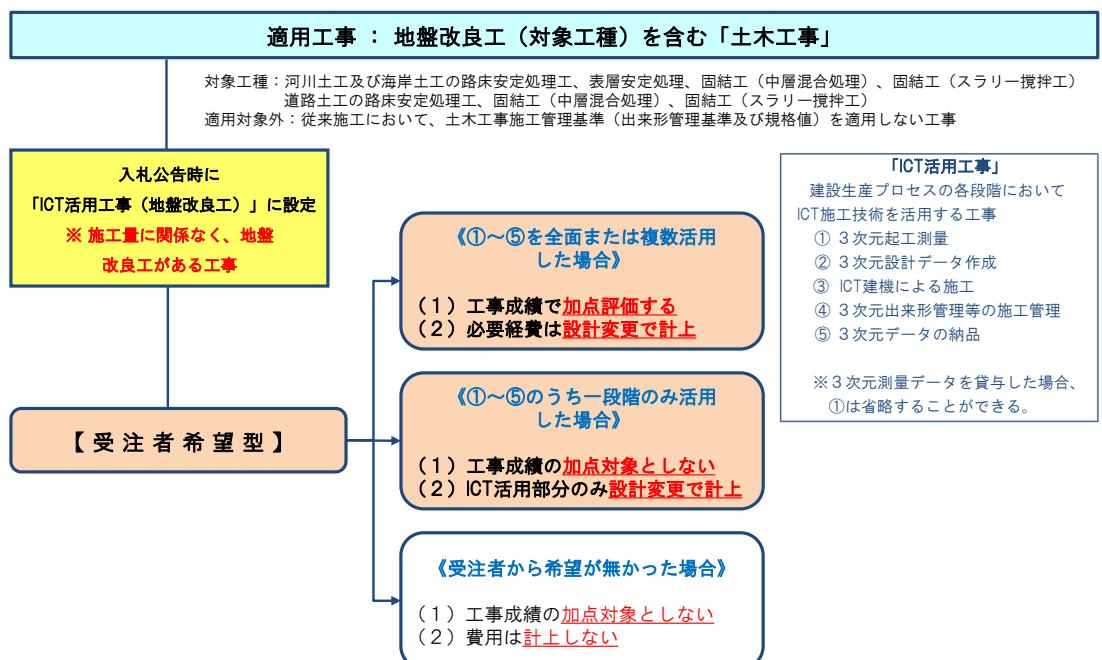
※ ICT 舗装工の関連施工工種



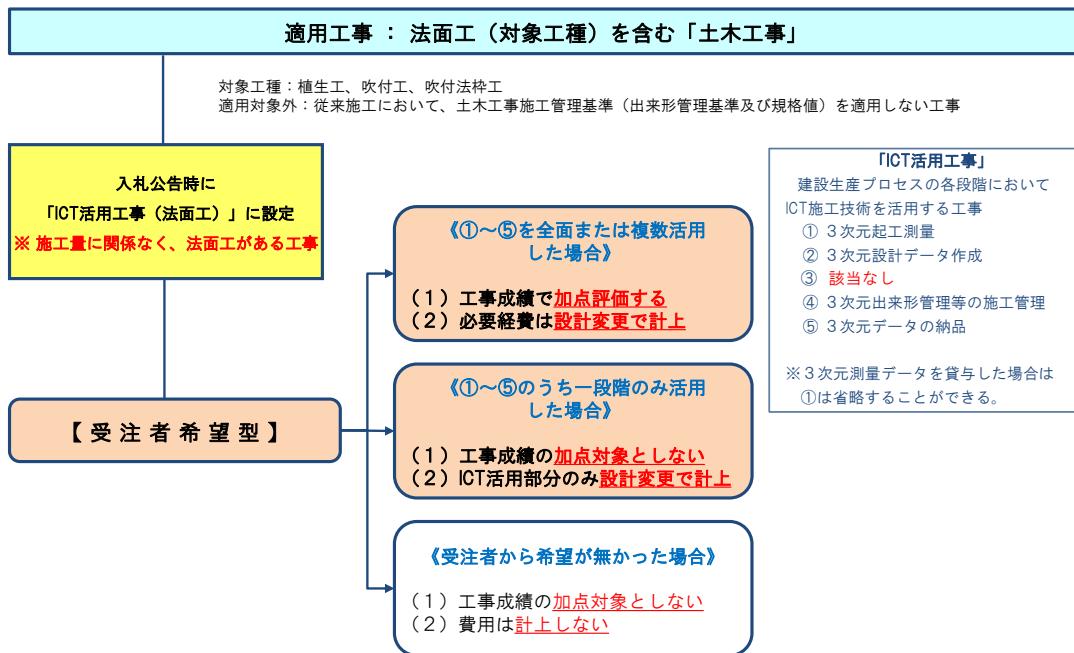
### (3) ICT活用工事（河川浚渫）



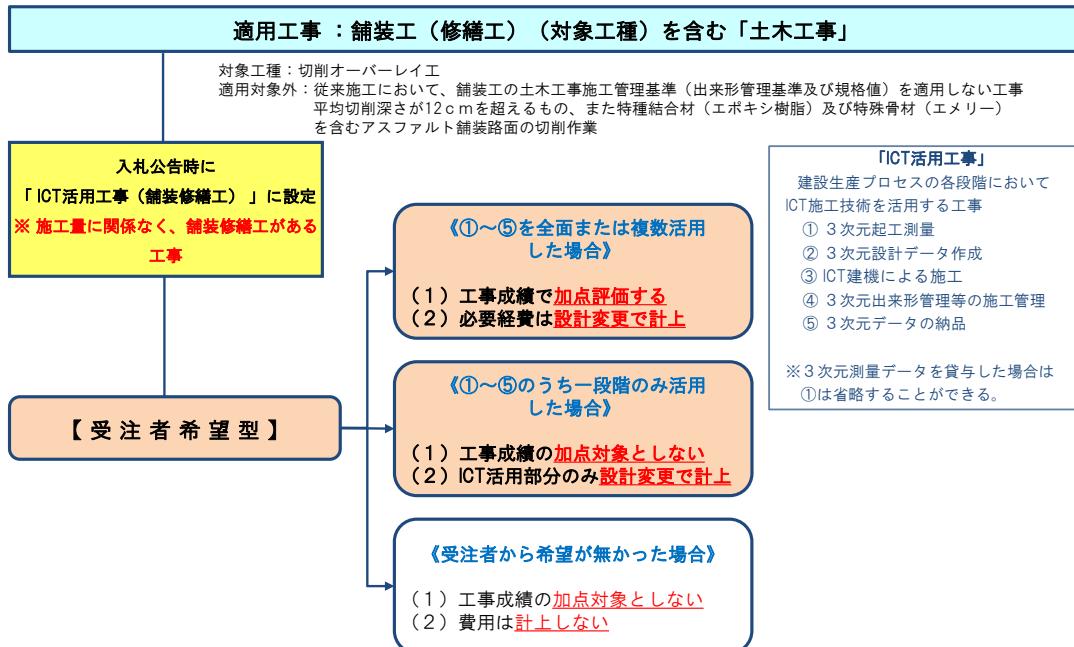
### (4) ICT活用工事（地盤改良工）



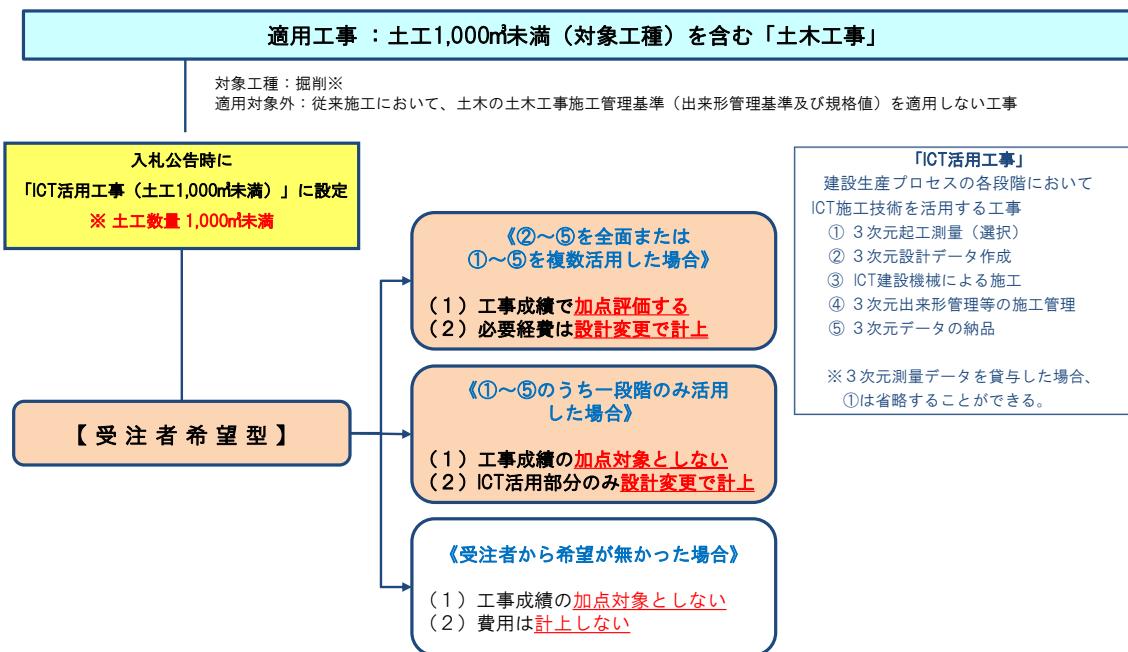
## (5) ICT活用工事（法面工）



## (6) ICT活用工事（舗装工（修繕工））



(7) ICT活用工事（土工 1,000 m<sup>3</sup>未満）



※土工数量1,000m<sup>3</sup>以上の場合は、「ICT活用工事（土工）」を参照。  
※ 「掘削」の積算は、積算基準「土工（ICT）（1,000m³未満）」を参照。

#### 4 類型

##### (1) 発注者指定型

発注者の指定により I C T 活用工事を実施する工事

##### (2) 受注者希望型

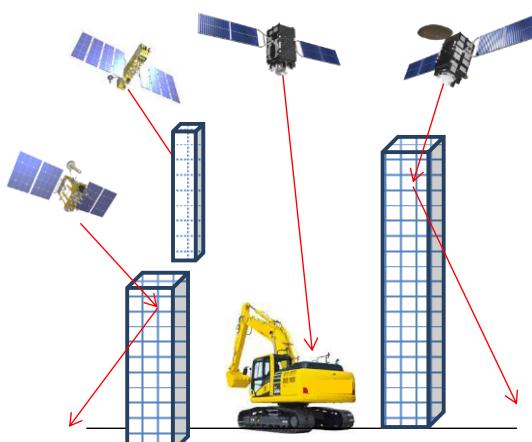
受注者からの希望により、受発注者間で協議のうえ I C T 活用工事を実施する工事

[発注者指定型における留意点 (③の実施が可能な環境の判定)]

上記 3. のフローに従い、発注者指定型とする際には、G N S S の受信環境により、I C T 建機による施工が困難な場合があるので留意する。

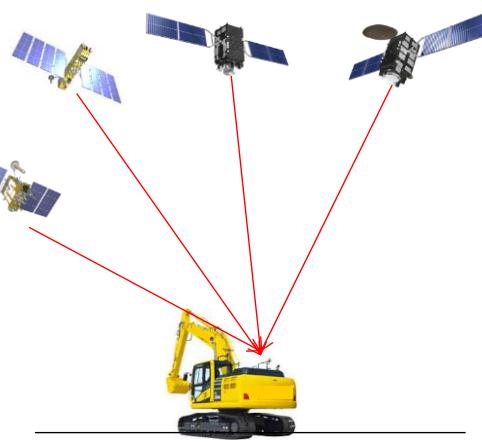
このため、詳細設計時に検討を行うほか、土木技術支援・人材育成センター技術支援課へ調査方法等について相談し、事前に確認すること。

[受信環境が悪い現場 : × ]



【受注者希望型を選択】

[受信環境が良い現場 : ○ ]



【発注者指定型を選択】

G N S S の受信環境 (イメージ)

#### 5 各段階における技術管理課への報告

設計者及び監督員は、I C T 活用工事を発注及び実施する場合、次の各段階で総務部技術管理課へ報告すること。

##### (1) 工事発注時等

発注者指定型で I C T 活用工事を発注する場合は、工事概要等を報告すること。

また、発注者指定型案件、又は受注者指定型で受注者から希望があり、発注者との協

議が整った案件については、施工計画書の写しを提出すること。

(2) しゅん功時

下記、1)、2)について技術管理課へ送付すること。

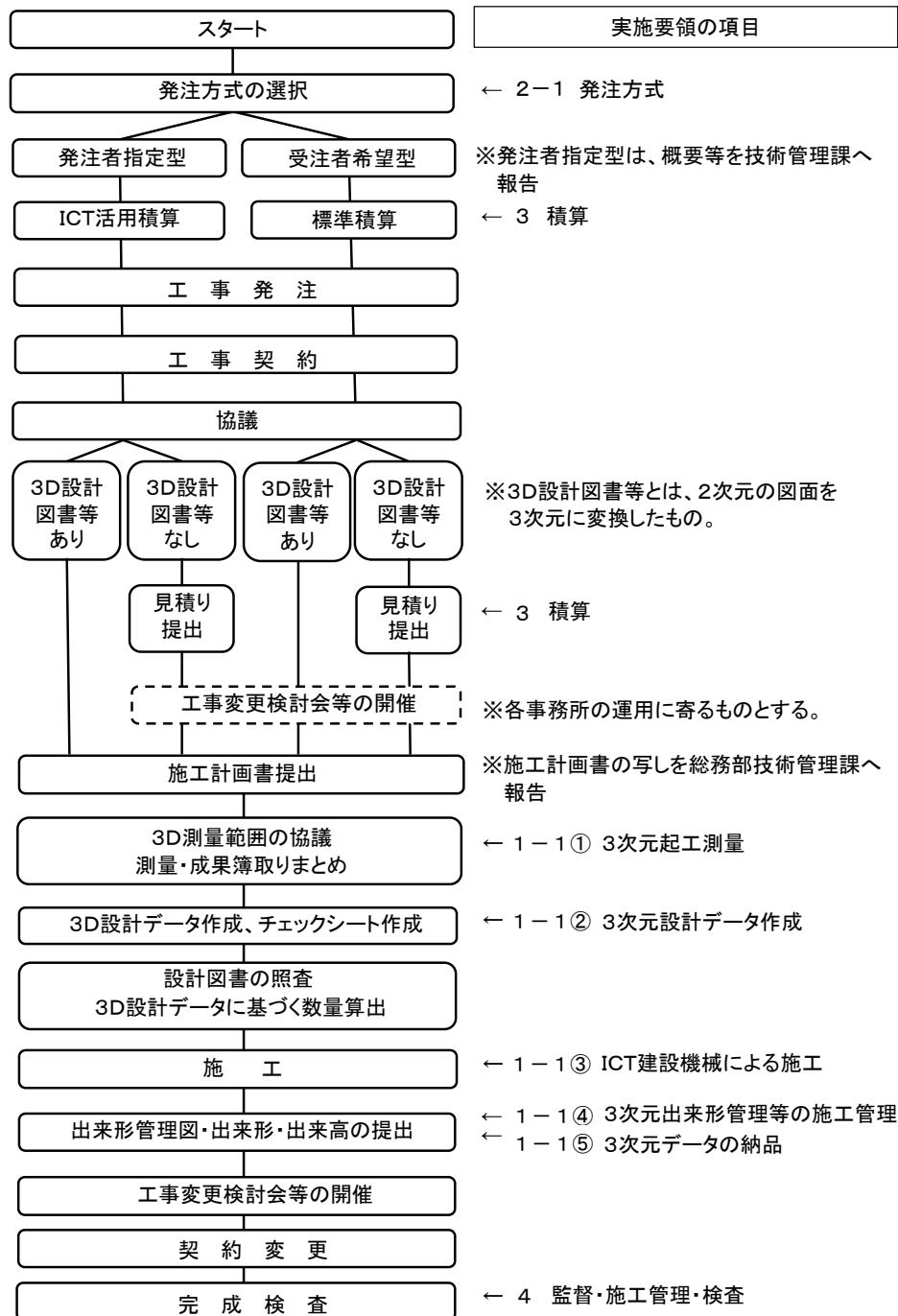
1) 電子成果品

I C T活用工事の完成図書として作成された電子成果品は、I C T関連事項以外の部分も含めて送付すること。

2) I C T活用工事における調査票

I C T活用工事促進に向け、実施状況の把握及び効果検証のため、「I C T活用工事における調査票」を作成し、送付すること。

## 6 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ（参考）



## 7 成績評定

### 7 - 1 発注者指定型

施工プロセス①～⑤の全ての段階で I C T 活用を行い、適切に完了した場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、2点加点評価する。

また、チェック項目の具体的な事由等には、「全ての段階で I C T 活用したこと。」と記載すること。

なお、受注者の責により I C T 活用施工（1 - 1 ①～⑤の全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

### 7 - 2 受注者希望型

施工プロセス①～⑤の I C T 活用を行った場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、下記（1）～（3）のとおり評価する。

なお、 I C T を活用しなかった場合も、契約違反とはならないため、工事成績評定は減点しないものとする。

#### （1）全ての段階で I C T 活用を行った場合

施工プロセス①～⑤の全ての段階で I C T 活用を行い、適切に完了した場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、2点加点評価する。

また、チェック項目の具体的な事由等には、「全ての段階で I C T 活用したこと。」と記載すること。

#### （2）何れかの段階で I C T 活用を複数行った場合

施工プロセス①～⑤の何れかの段階で I C T 活用を複数行った場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、1点加点評価する。

また、チェック項目の具体的な事由等には、「1 - 1 ①～⑤のどの段階で複数活用されているか、わかるように記載すること。」

#### [記載例]

「 I C T 建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の3段階で I C T 活用したこと。※

※工事内容により記載する内容を変更する。

#### （3）一段階のみで I C T を活用した場合

工事成績の加点対象としない。

## 8 ICT活用工事に関する基準について

この要領に記載のない項目については、下記要領等（国土交通省）により行うものとする。

表1 ICT活用工事に関する基準（共通）

段階	名称
全般	I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）

表2 ICT活用工事に関する基準（土工）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（土工）実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編 ※1
	T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領
検査	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	T S （ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	R T K - G N S S を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	※1
	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）※1

	T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
--	------------------------------------

※1 河床等掘削において、「音響測深機器を用いた出来形管理」又は、施工履歴データを用いた出来形管理を行う場合に使用する。

表3 ICT活用工事に関する基準（舗装工）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（舗装工）実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
検査	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案） T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案） T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案） 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）

表4 ICT活用工事に関する基準（河川浚渫）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（河川浚渫）実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編
検査	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案） 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）

表5 ICT活用工事に関する基準（地盤改良工）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（地盤改良工）実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固化工（中層混合処理）編 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
検査	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（案）

T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（案）
R T K-G N S S を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）

表6 ICT活用工事に関する基準（作業土工）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（作業土工（床掘））実施要領
施工	I C T 活用工事（土工）に準じる
検査	I C T 活用工事（土工）に準じる

表7 ICT活用工事に関する基準（法面工）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（法面工）実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（案） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） R T K-G N S S を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）

表8 ICT活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（案）
	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	R T K-G N S S を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）

表9 ICT活用工事に関する基準（舗装工（修繕工））

段階	名称
全般	I C T 活用工事（舗装工（修繕工））実施要領
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編
検査	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）

表10 ICT活用工事に関する基準（土工 1,000 m<sup>3</sup>未満）

段階	名称
全般	I C T 活用工事（土工 1,000 m <sup>3</sup> 未満）実施要領
施工	I C T 活用工事（土工）に準じる

	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工（1,000 m <sup>3</sup> 未満）・床掘工・小規模土工・法面整形工編
	I C T 活用工事（土工）に準じる
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工（1,000 m <sup>3</sup> 未満）・床掘工・小規模土工・法面整形工編）（案）